

平成20年第1回砂川市議会定例会

平成20年3月13日（木曜日）第4号

○議事日程

- 開議宣告
 日程第 1 議案第14号 砂川市職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について
 議案第15号 砂川市後期高齢者医療に関する条例の制定について
 議案第16号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 議案第17号 砂川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 議案第18号 砂川市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について
 議案第19号 砂川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
 議案第20号 砂川市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
 議案第21号 砂川市立病院診療費等徴収条例の一部を改正する条例の制定について
 議案第22号 砂川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
 議案第23号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
 議案第24号 砂川市永く住まいる（住宅改修）助成条例の一部を改正する条例の制定について
 議案第25号 砂川市まちなか住まいる等（住宅建設又は購入）促進条例の一部を改正する条例の制定について
 議案第 7号 平成20年度砂川市一般会計予算
 議案第 8号 平成20年度砂川市国民健康保険特別会計予算
 議案第 9号 平成20年度砂川市下水道事業特別会計予算
 議案第10号 平成20年度砂川市老人医療事業特別会計予算
 議案第11号 平成20年度砂川市介護保険特別会計予算
 議案第12号 平成20年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算
 議案第13号 平成20年度砂川市病院事業会計予算
 散会宣告

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第14号 砂川市職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について
 議案第15号 砂川市後期高齢者医療に関する条例の制定について
 議案第16号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 議案第17号 砂川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 議案第18号 砂川市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について
 議案第19号 砂川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
 議案第20号 砂川市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
 議案第21号 砂川市立病院診療費等徴収条例の一部を改正する条例の制定について
 議案第22号 砂川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
 議案第23号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
 議案第24号 砂川市永く住まいる（住宅改修）助成条例の一部を改正する条例の制定について
 議案第25号 砂川市まちなか住まいる等（住宅建設又は購入）促進条例の一部を改正する条例の制定について
 議案第 7号 平成20年度砂川市一般会計予算
 議案第 8号 平成20年度砂川市国民健康保険特別会計予算
 議案第 9号 平成20年度砂川市下水道事業特別会計予算
 議案第10号 平成20年度砂川市老人医療事業特別会計予算
 議案第11号 平成20年度砂川市介護保険特別会計予算
 議案第12号 平成20年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算
 議案第13号 平成20年度砂川市病院事業会計予算

○出席議員（13名）

議長	北谷	文夫	君	副議長	東	英	男	君
議員	武田	圭明	介彦	議員	増中	吉清	章美	君
	飯澤	やす子	静夫		ノ	弘政	昭己	君
	尾崎	静	勲		土		弘	君
	辻		志		小			君
	沢	田	君					
		広						

○欠席議員（1名）

議員 矢野 裕 司 君

○議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。
 砂川市長 菊谷 勝利

2号 砂川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第23号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第24号 砂川市永く住まいる（住宅改修）助成条例の一部を改正する条例の制定について、議案第25号 砂川市まちなか住まいる等（住宅建設又は購入）促進条例の一部を改正する条例の制定について、議案第7号 平成20年度砂川市一般会計予算、議案第8号 平成20年度砂川市国民健康保険特別会計予算、議案第9号 平成20年度砂川市下水道事業特別会計予算、議案第10号 平成20年度砂川市老人医療事業特別会計予算、議案第11号 平成20年度砂川市介護保険特別会計予算、議案第12号 平成20年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算、議案第13号 平成20年度砂川市病院事業会計予算の19件を一括議題とします。

各議案に対する提案者の説明を求めます。

○総務部長

善岡雅文君（登壇） それでは、私のほうから議案第14、15号、16号、17号についてご説明を申し上げます。

まず最初に、議案第14号 砂川市職員の自己啓発等休業に関する条例の制定についてご説明申し上げます。制定の理由は、地方公務員法の一部が改正され、職員の資質の向上に資すると認められる場合における大学等課程の履修または国際貢献活動のための休業の制度が設けられたことから、当該制度に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定しようとするものであります。自己啓発等休業とは、職員みずからが自己資質の向上に資するために大学等の課程の履修や国際貢献活動を行うための休業を認めるもので、公務員の身分のまま3年以内の無給の休業を認めるものであります。

ページをおめくりいただきたいと思います。第1条は、この条例の趣旨であり、地方公務員法第26条の5第1項、第5項、第6項の規定に基づき、職員の自己啓発等休業に関し必要な事項を定めるものであります。第2条は、自己啓発等休業の承認についての定めで、在職期間が3年以上の職員が申請した場合において、公務の運営に支障がなく、かつ当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認められる場合に承認することができるものであります。

第3条は、休業の期間の定めであり、大学等の履修のための休業は2年を基本とし、国際貢献活動のための休業は3年とするものであります。

第4条は、地方公務員法第26条の5第1項による条例で定める教育施設の定めであり、第1号は学校教育法に定める大学専攻科及び大学院。第2号は、第1号の大学以外の教育施設で、学校教育に類する教育を行うもののうち、他の法律により大学、大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設。第3号は、前2号のほか公務能力の向上に資するため、高度な教育課程を実施する施設として、規則で定める教育施設。以上の3号に定められるものを教育施設とするものであります。

第5条は、地方公務員法第26条の5第1項に定める奉仕活動の定めで、独立行政法人国際協力機構が独立行政法人国際協力機構法に基づき、みずから行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動をいうものであります。

第6条は、承認の申請方法の定めで、規則で定めるところにより、申請しなければならないとするものであります。

第7条は、休業期間の延長の定めで、第1項では、第3条に規定する休業期間を超えない範囲で延長を申請することができるもので、第2項では、延長の回数、延長は一度限りとするものです。第3項は、第2条の承認の定めは、延長の承認について準用するものであります。

第8条は、休業の承認の取り消し事由の定めで、法第26条の5第5項による条例の定めで、第1号は、大学等の課程の履修や国際貢献活動をやめた場合に承認を取り消すものであります。第2号は、休業している職員が正当な理由がなく大学等の課程を休業や頻りに欠席したり、その者の参加している奉仕活動の全部もしくは一部を行っていないことが判明した場合承認を取り消すもので、第3号は、当該職員の申請に係る大学等課程の履修、国際貢献活動に支障が生じている場合取り消すものであります。

第9条は、報告の定めであり、自己啓発等休業している職員は、任命権者から求められた場合のほか前条の定め的事实が発生した場合は、理由とその他必要な事項を任命権者に報告しなければならない定めで、第2項は、自己啓発等休業をしている職員と定期的な連絡をとり、履修状況や活動状況を把握するよう努めるとするものであります。

第10条は、職務復帰の定めで、承認期間が満了したときまたは承認が取り消されたときは、職務に復帰するものであります。

第11条は、職務復帰後の給料の調整の定めで、他の職員と均衡上必要があると認められるときは、職員として特に有用と申し上げとめられる場合は100分の100以下の換算率により、それ意外は100分の50以下の換算率で引き続き勤務していたものとして、復帰日から、復帰日が、復帰日が最初の昇給日に調整することができるものであります。

第12条は、委任規定で、必要な事項は規則で定めるとするものであります。

附則として、この条例は、平成20年4月1日から施行するものであります。

次ページをお開きください。附属説明資料、砂川市職員の自己啓発等休業に関する規則（案）について説明をいたします。

第1条は、この規則の制定趣旨であり、自己啓発等休業の実施に関し必要な事項を定めるものであります。

第2条は、条例第3条に定める自己啓発等休業の期間の特例の定めであります。大学院で修業年数が2年を超え、3年を超えないものについては特例として3年の休業期間を認めるものであります。

第3条は、条例第4条第3号に定める高度な教育課程を実施する教育施設として、社団法人日本看護協会が資格認定する認定看護師資格を取得するために必要な認定看護師教育課程を実施する教育機関として定めるものであります。

第4条及び第5条は、休業の承認、期間延長の申請手続を定めたものであります。

規則は、規則の施行日、平成20年4月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議を賜りたいと存じます。

続きまして、議案第15号 砂川市後期高齢者医療に関する条例の制定についてご説明を申し上げます。

制定の理由は、老人保健法が高齢者の医療の確保に関する法律に改正され、後期高齢者医療制度が創設されたことに伴い、市が行う後期高齢者医療の事務について必要な事項を定めるため、本条例を制定しようとするものであります。

裏面をお開き願います。砂川市後期高齢者医療に関する条例ですが、初めに条例制定の経緯についてご説明を申し上げます。後期高齢者医療制度につきましては、平成18年6月に老人保健法が高齢者の医療の確保に関する法律に改正され、平成20年4月1日から、75歳以上の方と65歳から74歳までの一定の障害のある方を対象とした医療制度として実施されることとなりました。この後期高齢者医療の運営については、北海道後期高齢者医療広域連合が主体となりますが、法令により市町村の事務として被保険者証等の交付、各種届け出の受理などの窓口業務とら保険料の徴収、さらに法により普通徴収にかかわる保険料の納期は市町村の条例で定めるところとされていることと、砂川市が行う後期高齢者医療の事務、その他必要な事項を定めるため、本条例を制定しようとするものであります。

第1条は、本条例の趣旨規定であります。

第2条、本市が行う事務で、保険料の徴収並びに法令等に規定するもののほか、第1号から第8号に記載の事務で、広域連合に定めている葬祭費の支給に係る申請書の受け付け、保険料の額の通知書の引き渡し、保険料の徴収猶予、減免に係る申請書の受け付けとこれらの申請に対する広域連合の処分に係る通知書の引き渡しなどの事務であります。

第3条は、砂川市が保険料を徴収すべき被保険者の規定であります。

第4条は、普通徴収に係る保険料の納期を第1期から第6期までと定めるものであります。また、この納期によりがたい場合の納期等の規定であります。

第5条は、延滞金の割合等を定めるものであります。

第6条は委任規定、第7条から第9条は過料の規定をそれぞれ定めるものであります。

附則として、第1条は施行期日で、この条例は、平成20年4月1日から施行するものであります。

第2条は、平成20年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の徴収と、徴収の特例で、いわゆるサラリーマン等の父母等医療保険を支払っていない方に対する特例で、半年間凍結とするものでございます。普通徴収による納期を第4期から第6期までとし、またこの納期によりがたい場合は10月16日以降に別に市長が定める時期とするものであります。

第3条は、延滞金の割合の特例で、当分の間、納期限の翌日から一月を経過する期間に、一月を経過する期間に係る延滞金の割合の規定であります。

5ページには、附属説明資料として砂川市後期高齢者医療に関する条例施行規則(案)を添付してございます。項目としましては、趣旨規定、保険料の徴収額の通知、延滞金に係る減免の手続、過誤納に係る還付加算金の算定についてでありますので、ご高覧をお願いしたいというふうに存じます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

続きまして、議案第16号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

改正の理由は、国家公務員の休息時間制度の廃止に伴い、本市職員の休息時間を廃止するとともに、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、育児短時間勤務職員の勤務時間等について定めるため、本条例の一部を改正しようとするものであります。この条例改正により、国家公務員と同様に現在1日2回各15分の休息時間を廃止することとし、また育児短時間勤務制度の実施のため、育児短時間勤務職員の勤務時間について定めるものであります。なお、休息時間を廃止することにより、昼の休憩を12時から1時間とすることから、市役所の閉庁時間は現在より15分間延長され、午後5時15分までとなるものであります。

改正の内容については、附属説明資料でご説明をいたします。

第2条第2項は、育児短時間勤務職員制度の制定に伴い、育児短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間は、承認を受けた育児短時間勤務の内容に従い、任命権者が定めるもの、定めるとするもので、地方公務員の育児休業等に関する法律に定められている1週間の勤務時間の2分の1、5分の3、8分の5となる勤務時間とするものであります。

第2条第3項は、第2項に育児短時間勤務職員の定めを加えたことに伴い、1項繰り下げたもので、育児短時間勤務職員の制度化に伴い、再任用短時間勤務職員の定義を詳細に定めるよう改めたものであります。

第3条第1項の改正は、育児短時間勤務職員の週休日、勤務時間の割り振りの定めを加えたもので、日曜日、土曜日以外の月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができるものとする改正であります。

同条第2項は、ただし書きに育児短時間勤務職員の勤務時間の割り振りの定めを加えるもので、1週間について1日、7時間45分を超えない範囲で割り振ることとするものであります。

同条第3項は、変則勤務の者の勤務の割り振りを定めるもので、4週間の範囲で育児短時間勤務の勤務内容に従い、勤務を割り振るもので、再任用短時間職員については前条第3項に定める時間となるように割り振ることができるとするものであります。

第4条第2項は、育児短時間勤務職員の変則勤務職員の週休日の定めを加えるもので、4週間について8日間以上の週休日を設けることとするものであります。

第7条は、休息時間を廃止するため、条を削除するものであります。

第8条第1項、第2項は、育児短時間勤務職員の宿日直、時間外勤務に関する定めを加えるもので、育児短時間勤務職員についても公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合に限り、宿日直勤務や勤務時間から引き続く時間外勤務を命ずることができるとする定めであります。

第12条は、有給休暇の定めで、育児短時間勤務職員は勤務時間を考慮して、規則で定めるものとするものであります。

次に、附則でありますがこの条例は、平成20年4月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

続きまして、議案第17号 砂川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、育児短時間勤務制度を導入するとともに一部条文の整理を図るため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

改正内容については、附属説明資料にてご説明を申し上げます。

第1条は、条例の趣旨で、地方公務員法の育児休業に関する法律に育児短時間勤務制度が定められたことにより、第10条第1項及び第2項、第14条、第15条を加えるものであります。

第2条第6号は、文言の修正であります。

第9条は、育児休業をした職員の退職手当の取り扱いであります。当市が加入している北海道市町村職員退職手当組合の退職手当条例が改正されたことにより、この条例で定めることが不用となったことから、削除するものであります。

第10条は、育児短時間勤務することができない職員の定めで、第1号から第6号まで定めております。

第11条は、育児短時間勤務を再度行う場合の特例の定めで、第1号から第6号までに該当する場合に育児短時間勤務を再度取得できるものであります。

第12条は、育児短時間勤務職員の勤務形態の定めで、育児休業法に定められている勤務形態のほか、勤務時間条例第4条第1項の規定の適用を受ける交代制勤務の場合の勤務形態の定めであり、それぞれ通常の勤務者と比べ2分の1、5分の3、8分の5の勤務となるようにするものであります。

第13条は、育児短時間勤務の取り消し事由の定めで、第1号から第3号までに該当する場合に育児短時間勤務が取り消されるものであります。

第14条は、退職手当の取り扱いで、育児短時間勤務の期間中の職員が退職する場合、退職手当の基礎となる給料月額が育児短時間勤務しなかった場合の給料月額とするものであります。

第15条は、育児短時間勤務職員の定めを第10条から第14条まで追加したため、現行の第10条を繰り下げるものであります。本条は、部分休業することができない職員の定めであり、第2号に育児短時間勤務職員を加え、現行の第2号以下を1号ずつ繰り下げるものであります。

第16条は、現行の第11条を繰り下げるものであります。

第17条は、現行の第12条を繰り下げるものであります。

第18条は、承認取り消しの準用規定で、現行の第13条を繰り下げ、第5条を第13条を準用するよう改めるものであります。

第19条は、現行の第14条を繰り下げたものであります。次に、附則でございますが、第1項は施行期日で、平成20年4月1日から施行するものであります。

第2項は、この条例により、育児短時間勤務職員の勤務を定めたことから、育児短時間勤務の職員は勤務時間の割合に応じて給与を減額するよう、砂川市職員給与条例の一部を改正するものであります。

第2条の2の改正は、育児短時間勤務職員の勤務時間条例の定義を加えるものであります。第2条の2の改正は、条文整理であります。

第2条の3は、第2条の2の次に新たに加えるもので、育児短時間勤務職員の給料月額の新定義であり、給料月額は勤務する時間に応じて算出するものであります。

第5条は、条文の整理であります。第12条第2項の改正は、通勤手当の支給の定めで、育児短時間勤務職員の通勤手当を通勤回数に応じて支給するものであります。

第13条第2項の改正は、特殊勤務手当の支給の定めで、育児短時間勤務職員の特殊勤務手当は月額を単位としている場合について、勤務時間に応じた算出率で支給するものであります。

第22条の改正は、時間外勤務手当の単価の定めで、育児短時間勤務職員の単価は、1日の勤務時間が8時間未満の場合、1時間当たりの給与額に100分の100を乗じて得た額とするものであります。

第33条は、期末手当の支給の基礎となる給料月額の定めで、育児短時間勤務職員は勤務時間に応じて算出される前の給料月額とするものであります。

第36条は、勤勉手当の支給の基礎となる給料月額の定めで、期末手当同様、勤務時間に応じて算出される前の給料月額とするものであります。

以上、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。
○議長 北谷文夫君 市民部長
○市民部長 井上克也君 (登壇) 私から議案第18号、19号、20号、22号、23号の5議案についてご説明申し上げます。

初めに、議案第18号 砂川市特別会計条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。改正の理由でございますが、老人保健法が高齢者の医療の確保に関する法律に改正されたことに伴い、後期高齢者医療事業に関する収入及び支出について特別会計を設けるため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市特別会計条例の一部を改正する条例でございますが、改正の内容につきましては3ページ、附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左が現行、右が改正後となっております。改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第1条は、設置規定であり、現行「及び介護保険事業」を改正後は「、介護保険事業及び後期高齢者医療事業」に改められております。

第2条は、歳入及び歳出の定めで、第2条に第6号の後期高齢者医療事業会計、この会計においては、後期高齢者医療保険料、一般会計繰入金及び諸収入をもつて歳入とし、総務費、納付金その他の諸支出金をもつて歳出とするを加えるものであります。具体的に申し上げますと、後期高齢者医療制度の運営は、北海道後期高齢者医療広域連合を行うこととなり、市町村の事務として保険料の徴収及び被保険者証交付などの窓口業務を行うこととなります。このことから、年金からの特別徴収等による後期高齢者医療保険料、療養給付費、事務費等に係る市からの一般会計繰入金及び広域連合からの健康診査受託収入等の諸収入をもつて歳入とし、一般管理費及び徴収費から成る総務費、徴収した保険料及び一般会計から繰り入れた療養給付費等を広域連合へ納付する納付金、健康診査実施分の保健事業費その他の諸支出金をもつて歳出とするものであります。

附則として、この条例は、平成20年4月1日から施行するものであります。以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続いて、議案第19号 砂川市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。改正の理由でございますが、老人保健法が高齢者の医療の確保に関する法律に改正されたことに伴い、無料で戸籍事項の証明を行うため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市手数料条例の一部を改正する条例でございますが、改正の内容につきましては3ページ、附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。左が現行、右が改正後、改正部分につきましてはアンダーラインを表示してございます。

第3条は、手数料の徴収規定であり、第3条第1項第6号中、現行「又は石綿による健康被害の救済に関する法律第83条」を改正後は「、石綿による健康被害の救済に関する法律第83条又は高齢者の医療の確保に関する法律第136条」に改められております。

附則として、この条例は、平成20年4月1日から施行するものであります。以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続いて、議案第20号 砂川市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。改正の理由でございますが、北海道老人医療給付事業が廃止されたこと及び老人保健法が高齢者の医療の確保に関する法律に改正されたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。ここで北海道老人医療給付事業について申し上げます。北海道老人医療給付事業につきましては、平成16年度に北海道医療給付事業の改正に伴い、平成20年3月末で廃止されることとなり、平成16年度改正時点で昭和14年7月31日以前生まれの方に対し、以前生まれの方に対象者が限定されたため、現在の対象者は満68歳の一部と69歳で、所得が一定以下のひとり暮らしの老人の方などに限られております。

それでは、次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例でございますが、改正の内容につきましては3ページ、附属説明資料、新旧対照表でご説明申し上げます。左が現行、右が改正後であります。改正部分は、アンダーラインを表示しております。

第1条は、目的であり、現行第1条中「老人、」を削除するものであります。

第2条は、定義であり、現行第2条第1号及び第2号を削除し、第3号を改正後は第1号とし、現行第4号から第7号までを改正後は2号ずつ繰り上げるものであります。また、第8号キ、老人保健法を改正後は高齢者の医療の確保に関する法律（以下「高齢者医療確保法」という。）に改め、第6号とし、現行第9号、第10号を改正後は第7号、第8号とするものであります。

4ページをお開きいただきたいと存じます。現行第11号、自己負担金を改正後は第9号とし、ア及びイを改正するものであります。改正後の内容につきましては、北海道老人医療給付事業の廃止による老人の削除と老人保健法が高齢者医療確保法に改正されたことによる文言整理であります。

5ページの第3条は、助成の対象者の定めであり、現行第1号を削除し、第2号から第4号までを改正後は1号ずつ繰り上げるものであります。

第4条は、助成の範囲の定めであり、現行第1号を削除し、第2号から第4号までを改正後は1号ずつ繰り上げるものであります。

附則として、この条例は平成20年4月1日から施行するものであります。以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続いて、議案第22号 砂川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。改正の理由であります。国民健康保険の一部負担金の負担割合等が変更されたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。砂川市国民健康保険条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては3ページ、附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。左が現行、右が改正後であり、改正部分につきましてはアンダーラインを表示してございます。

第7条は、一部負担金の定めであり、第1項について、現行第1号中「3歳に達する日の属する月の翌月」を改正後は「6歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日」に、現行第2号中「3歳に達する日の属する月」を改正後は「6歳に達する日以後の最初の3月31日」に改めるものであり、これは乳幼児に対する一部負担金2割負担の対象年齢について、現行3歳未満を小学校就学前までに引き上げるものであります。

次に、現行第3号中「10分の1」を改正後は「10分の2」に改めるものであり、これは70歳以上75歳未満の一部負担金について、現行1割負担を改正後は2割負担とするものであります。国の自己負担凍結措置により1年間は現行の1割負担に据え置くこととなります。

次に、現行第4号を改正後は国民健康保険法第42条第1項第4号の規定が適用される者である場合、10分の3に改めるものであります。

第8条は、出産育児一時金の定めであり、現行第2号中に改正後は「第9条第2項において同じ。」を加えるものであります。

4ページをお開きいただきたいと存じます。第9条は、葬祭費の定めであり、改正後は第2項として、前項の規定にかかわらず、葬祭費の支給は、同一の死亡につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わないを加えるものであります。

第10条は、保健事業の定めであり、現行第10条中に、改正後は「法第72条の5に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であって、」を加え、現行第4号から第7号を削除し、第8号を改正後は第4号とするものであります。

第16条及び第17条は、現行「国民健康保険法」を改正後は「法」にそれぞれ改めるものであります。附則として、この条例は、平成20年4月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。続いて、議案第23号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由であります。介護保険法施行令の一部が改正され、平成18年度及び平成19年度に講じた保険料の激変緩和措置を平成20年度においても継続することができることとなったことから、本市においても同措置を延長する裏面をお開き願います。砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例は、記載のとおり砂川市介護保険条例の一部を改正する条例（平成18年条例第13号）の一部を次のように改正するものであります。平成18年条例第13号では、附則第3条で平成18年度及び平成19年度における保険料率の特例を定めておりましたが、ここでも市町村民税の非課税者が課税者へ移行し、急激に保険料が上昇することを避ける配慮から、平成18年度、平成19年度の2年間激変緩和措置を図ったところであります。このたびの介護保険法施行令の改正は、平成20年度も市町村の判断で保険料率の算定基準の特例を設けて、平成19年度と同様の激変緩和措置を継続することができることとなったことから、本条例の一部を改正するものであります。

それでは、改正の内容につきましてご説明申し上げます。5ページ、附属説明資料の新旧対照表をごらんいただきたいと存じます。向かいまして左が現行、右が改正後となり、改正部分につきましてはアンダーラインを表示してございます。

附則第3条の見出しであります。現行「平成18年度及び平成19年度における保険料率の特例」を改正後は「平成18年度、平成19年度及び平成20年度における保険料率の特例」に改めるものであります。

現行第3条第1項は平成18年度の激変緩和措置を、第2項は平成19年度の激変緩和措置を保険料率の特例として定めておりましたが、改正後は平成20年度の激変緩和措置として第3項を加えることとし、平成19年度の激変緩和措置と同様の内容で、保険料率を定めるものであります。したがって、改正後第3項第1号は、条例本文第4条第4号に該当するものであって、世帯全員が税制改正がなければ第4条第1号に該当するもの、3万1,872円、以下記載のとおり、第2号、3万1,872円、第3号、3万4,944円、第4号、6ページの3万8,400円、第5号、3万8,400円、第6号、4万1,472円、第7号、4万4,544円は、現行第2号の平成19年度における保険料率の特例と同額となるものであります。

附則として、この条例は、平成20年4月1日から施行するものであります。以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 北谷文夫君 建設部長
○建設部長 西野孝行君（登壇） 議案第24号、第25号をご説明いたします。

初めに、議案第24号 砂川市永く住まいる（住宅改修）助成条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、北海道が定める補助制度を活用し、既存住宅の耐震化を促進することにより安心して住み続けられる居住環境の向上に資するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。本条例においては、これまで住宅構造部等の補強工事を助成対象工事としておりますが、北海道において既存住宅耐震改修事業補助金交付要綱を定め、既存民間住宅の耐震改修工事に対する助成制度を創設したため、同制度を本条例に取り入れることにより、耐震改修工事を行う住宅所有者への助成措置の拡大を図るとともに、市の財政負担の軽減を図ろうとするものであります。

それでは、砂川市永く住まいる（住宅改修）助成条例の一部を改正する条例につきましては、3ページの附属説明資料ナンバー1の新旧対照表でご説明申し上げます。

表の右側が改正後であります。第15条を第16条とし、第14条の次に第15条として耐震改修工事の規定を加えるものであります。この条例に定めるもののほか、耐震診断の結果により、耐震性能が建築基準法その他関係法令の規定に適合しないと判定された住宅をこれらの規定に適合するように耐震改修工事を行う場合の助成金の交付対象者、助成金の対象となる耐震改修工事の種類等及び助成金の額等については、第3条、第4条及び第5条の規定にかかわらず、砂川市既存住宅耐震改修費助成金交付規則に定めると規定するものであります。

附則として、この条例は、平成20年4月1日から施行し、同日以後に住宅改修工事の請負契約を締結し、又は着工するものから適用するものであります。

5ページの附属説明資料ナンバー2をごらんいただきたいと存じます。砂川市既存住宅耐震改修費助成交付規則（案）をご説明いたします。

第1条は、趣旨規定であり、この規則は、条例第15条の規定により行う耐震改修工事で、北海道既存住宅耐震改修事業補助金交付要綱の対象となる助成金の交付に関し、必要な事項を定めるものであります。

第2条は、助成金の交付対象者の規定であり、第1項は、助成金の交付を受けることができる者は、第1号で住所

却処理委託料2,854万4,000円の増などにより、差し引き1,316万7,000円の減が主な要因であります。

2目予防費の一つ丸、健康教育に要する経費で備品購入費73万1,000円は、市内事業所を訪問し、生活習慣病につながる健診データの移譲が始まる40歳代、50歳代を中心に血圧、血糖、腹囲の測定、健康相談等生活習慣病予防普及啓発を行うため、血糖値測定器などを購入する経費で、道補助3分の2を受けて実施するものであります。

4目環境衛生費の一つ丸、砂川地区保健衛生組合負担金3億877万1,000円は、エコバレーの可燃ごみ焼却処理委託料の2年間の値上げ措置としてトン当たり1万5,960円から25%アップの1万9,950円となったことによる2,854万4,000円の増と5年ごとに行われるくるくるの機器の取りかえ及び整備に係る経費であることによる4,620万円の減などにより砂川市の負担分が減となるものであります。

5款労働費は1,094万1,000円で、昨年と比較して255万9,000円の減となります。1目労働諸費の二重丸、季節労働者対策に要する経費22万5,000円は、平成18年度に冬期技能講習給付金等が廃止され、平成19年度から季節労働者雇用対策の通年雇用促進支援事業として新たに創設された国の事業に砂川市、歌志内市、奈井江町、上砂川町が4地区合同の協議会を設置し、事業に取り組むための負担金であります。

6款農林費は3,179万7,000円で、昨年と比較して147万2,000円の減となります。2目農業振興費の二重丸、農地・水・環境保全活動支援事業に要する経費761万9,000円は、経営所得安定対策等実施要綱に定められたため事業で、平成19年度から23年年度までの5カ年間、地域の農村環境を取り戻し、自然循環型機能の維持増進のため農業者が地域ぐるみで行う共同事業に対して、国2分の1、道4分の1、市町村4分の1の割合で支援するものであります。

1目林業振興費の一つ丸、林業振興対策に要する経費で森林作業員就業条件整備事業負担金2万3,000円は、林業の担い手の確保を図るため、森林作業員、事業主、市町村及び道が一定の金額を負担し合い、就労日数に応じて作業員へ奨励金を支給する砂川市負担分であります。同じく、二重丸、公的分散林整備推進事業費5万5,000円は、砂川市森林整備事業計画に基づき砂川市と分散契約を締結した公的分散林を整備するもので、殺そ剤のヘリコプターによる空中散布及び手まき散布に係る経費を計上するものであります。同じく、二重丸、21世紀北の森づくり推進事業に要する経費13万3,000円は、森林の環境保全と地球温暖化防止のため、未立木地に植林を実施する森林所有者の負担軽減のため、補助金を交付するものであります。

7款商工費は9,983万2,000円で、昨年と比較して208万円の減となります。

1目まちづくりの二重丸、スイートロード事業に要する経費でスイートロード事業補助金220万円は、お菓子の魅力でまちづくりのイメージアップと市内内外消費者を誘致するため、菓子組合、関係団体、砂川市で構成するスイートロード協議会が展開する市民ボランティアガイドを活用する、応援団事業、砂川商店会連合会とのタイアップ事業である商店会レベルアップ事業及び体験型事業にかかわる経費を補助するものであり、北海道市町村振興協会のいきいきあるさきと推進事業助成金100万円を受けて実施するものであります。

3目観光費の一つ丸、宣伝誘致活動に要する経費で観光パンフレット発行費45万2,000円は、平成17年度に作成した観光パンフレットの更新に係る経費で、1万部作成するものであります。

次に、31ページ、8款土木費は10億459万6000円で、昨年と比較して1億2,171万2,000円の増となりますが、継続事業である南吉野団地建設事業費の増及び石山団地建設事業の増が主な要因であります。

2目道路橋梁維持管理費の二重丸、道路橋梁の修繕工事費90万円は、駄馬の沢川泥ため柵土砂除去工事であります。同じく、二重丸、除雪機械整備に要する経費2,952万9,000円は、平成6年に購入したロータリー除雪車の更新に係る経費であります。

3目道路橋梁新設改良費の二重丸、道路橋梁新設改良事業費2億2,574万円は、記載のとおり道路改良舗装工事15路線のほか、測量調査設計10路線等に係る経費であります。

1目市営住宅管理費の一つ丸、市営住宅の管理に要する経費で草刈り等謝礼22万円は、自主的に団地内公園、緑地帯の草刈りを行う町内会等に対して刈り払い機等を貸与し、謝礼金を支払うもので、本年度は三砂団地自治会、三砂ふれあい団地1号棟自治会、2号棟自治会及び宮川中央団地町内会に対するものであり、備品購入費29万円は、貸与する刈り払い機等購入に係る経費であります。同じく、火災警報器設置業務委託料100万円は、消防法の改正により住宅用火災警報器の設置が義務づけられたことから、平成19年度から3カ年で計画的に市営住宅に設置するもので、本年度は宮川中央団地570戸1,710基で、3カ年で1,270戸3,591基を設置するものであります。同じく、工事請負費2,630万円は、東町団地排水管改修工事及び寺町団地屋根改修工事であります。同じく、一つ丸、改良住宅の管理に要する経費で草刈り等謝礼30万円、火災警報器設置業務委託料850万円、備品購入費36万円は、市営住宅管理に要する経費と同じであります。同じく、宮川中央団地高齢改善工事費750万円は、西6条1号棟から3号棟までの1階の住戸と共用部に手すりの設置及び段差解消などの改善を行うものであります。

2目住宅管理費の二重丸、ハートフル住まいる推進事業に要する経費2,106万5,000円は、高齢者等安心住まいる住宅改修補助金、永く住まいる住宅改修補助金、まちなか住まいる等住宅促進補助金の3つの事業として実施するものであり、なお新たに永く住まいる住宅改修補助金につきましては、耐震改修を行う場合には助成額を増額するものであります。

3目市営住宅建設費で二重丸、南吉野団地建設事業費2億8,803万円は、砂川市公営住宅ストック総合活用計画に基づき南吉野団地の現地建てかえを行うものであり、平成19年度、20年度の継続事業分及び平成20年度、21年度の継続事業分のうち平成20年度実施分のほか、道路、駐車場の造成に係る経費であります。同じく、二重丸、石山団地建設事業費2,237万2,000円も砂川市公営住宅ストック総合活用計画に基づき石山団地の現地建てかえを行うものであり、5棟40戸分の設計、現況測量、地質調査、用地確定測量委託及び移転補償に係る経費であります。

9款消防費は3億7,435万8,000円で、昨年と比較して2,937万1,000円の減となります。

1目消防費の一つ丸、砂川地区広域消防組合負担金3億7,430万1,000円は、2,928万4,000円の減であり、行政改革による人件費972万3,000円の減及び3年に1度精算される退職手当組合納付金特別負担金1,831万9,000円の減などによるものであります。また、消防ポンプ自動車20年を経過し、ポンプ機能の低下や損傷が著しく、故障時の部品の調達が困難となったことから、更新するものであります。

10款教育費は4億589万3,000円で、昨年と比較して1,629万4,000円の減となりますが、総合体育館の屋上防水改修工事費2,000万円の増、地域交流センター管理委託料940,39万円の減及び債務負担行為で行っていた給食センター厨房機器借上料の終了による1,726万2,000円の減が主な要因であります。

1目小学校管理費の一つ丸、学校の管理に要する経費で校舎内床ワックス塗布委託料57万9,000円は、空知太小学校から毎校1校ずつ実施し、けが防止、床の延命化を図るものであります。工事請負費436万円は、契約体系を見直し、電気料金の節減を図るため、豊沼小学校、中央小学校、北光小学校の受電盤を改修するものであります。備品購入費28万6,286万3,000円は、各小学校の経常的な備品購入費のほか、事務の効率化、簡素化のため教頭用パソコン5台の購入及び児童の安全確保のため自動体外式除細動器4台の購入経費であります。

2目小学校教育振興費の一つ丸、教材、教具等に要する経費で図書購入費500万円は、学校図書の充実を図るものであり、寄附金を財源とするものであります。

1 目中学校管理費の一つ丸、学校の管理に要する経費で備品購入費66万4,000円は、各中学校の経常的な備品購入費のほか、事務の効率化、簡素化のため教頭用パソコン2台の購入経費であります。

2 目中学校教育振興費の一つ丸、教材、教具等に要する経費で図書購入費200万円は、学校図書の充実を図るものであり、寄附金を財源とするものであります。

次に、32ページ、1 目社会教育費の一つ丸、放課後子ども教室推進事業に要する経費92万5,000円は、小中学生を対象に安らぎ、安全な子供の活動拠点として、豊沼小学校、空知太小学校、地域交流センターにおいて地域の方々の参画を得ながら、勉強やスポーツ、文化活動、地域住民との交流等の取り組みを行うための指導員等謝礼などの経費であります。同じく、一つ丸、地域交流センターの運営管理に要する経費で備品購入費25万円、図書購入費100万円は、子供ゾーンに寄附金を財源として専用書架及び図書を購入するものであります。

2 目体育施設費の一つ丸、総合体育館の管理に要する経費で屋上防水改修工事費2,000万円は、築後28年を経過し、アリーナ屋上の防水用アスファルトマットが劣化し、また笠木が腐食していることから、これを改修するものであります。同じく、備品購入費52万6,000円は、屋内消火栓ホース及びトレーニングルームを廃止し柔道場を設けることから、畳と床の間の衝撃を和らげる柔道用緩衝マット購入に係る経費であります。

1 目給食センター費の一つ丸、学校給食の実施に要する経費で維持管理委託料130万1,000円は、ボイラー及び庁舎維持管理員の委託料であります。

1 1 款公債費は25億4,950万9,000円で、昨年と比較して3億5,972万3,000円の増となりますが、1 目元金の一つ丸、地方債償還元金で公的資金補償金免除繰上償還4億4,534万7,000円が主な要因であります。これは、従来公的資金の繰上償還については利子相当額の補償金が必要とされておりましたが、地方自治体の公債負担軽減のため、平成19年度から21年度までの国の臨時的臨時特例措置として、財政健全化計画を策定し、補償金、砂川市の場合は7,800万円程度でございすけれども、補償金を上回る行財政改革に取り組む場合、実質公債費比率が18%以上の団体は年利5%以上の残債の一部について補償金を免除された繰上償還が認められるものであり、これを低利な民間資金に借りかえてきたことによるものであります。

1 2 款諸支出金は22億9,814万7,000円で、昨年と比較して9,480万4,000円の減となります。増減については記載のとおりであります。4 目老人医療会計繰出金2,010万3,000円は、平成20年度から後期高齢者医療保険制度に移行するため、約1カ月分の医療費などに対する繰出金であります。

6 目後期高齢者医療会計繰出金2億4,103万3,000円は、皆増であります。

1 3 款職員費は14億188万円で、昨年と比較すると1億1,622万2,000円の減となりますが、これは平成19年度に精算した3年に1度の退職手当組合納付金特別負担金6,069万4,000円の減と特別職の給与削減及び行政改革による職員人件費削減分等5,552万8,000円によるものであります。

以上が歳出であります。次に、歳入について申し上げますが、4枚戻っていただき、25ページをごらんいただきたいと存じます。主なものの説明をさせていただきます。

1 款市税は22億473万9,000円で、昨年と比較して1,617万1,000円の減となります。内訳としては、個人市民税の特別徴収分でございますけれども、これの税源移譲分等による増や軽自動車税の税率見直しによる増はあったものの、固定資産税で償却資産の減のほか、たばこ税で販売本数の減による1,916万円の減が主な要因であります。

26ページ、1 0 款地方交付税は40億9,000万円で、昨年と比較して1億6,000万円の増となりますが、これは普通交付税で平成19年度当初予算は34億8,000万円としましたが、当初見込みほど減額されず、決定額は予算より1億995万4,000円増の35億8,995万4,000円となったことから、20年度当初予算は19年度決定額をベースに、地方財政計画に基づき、公債費、事業費補正分を除いた個別算定経費で1%の減、人口と面積による包括算定経費で2.5%の減とし、新たに創設された地方再生対策費5,653万3,000円と公債費事業費補正分の増も加算して36億4,000万円と見込み、特別交付税につきましては地方財政計画では変更がないことから、19年度と同額の4億5,000万円と見込み、交付税総額で40億9,000万円としたことによるものであります。

1 6 款財産収入1,541万8,000円は、昨年と比較して5,603万8,000円の減となりますが、19年度に北保育所用地など7件の財産の売り払いがあったことによる減であります。

1 8 款繰入金3,480万8,000円は、昨年と比較して5億104万1,000円の減となりますが、歳入では地方交付税で1億6,000万円の増、歳出では人件費で1億3,145万3,000円の減、公債費で8,487万7,000円の減、行政改革による7,000万円ほどの経常経費の減などによる財政調整基金等各基金からの繰入金の減によるものであります。

2 0 款諸収入は8億5,526万1,000円で、昨年と比較して2億4,655万2,000円の減となりますが、砂川振興公社貸付金収入1億6,800万円を長期貸付金としたことによる減と福寿園解体工事負担金6,121万5,000円の皆減が主なものであります。

2 1 款市債10億2,380万円は、昨年と比較すると4億6,890万円の増となりますが、公的資金補償金免除借換債4億4,460万円の増が主なものであります。

以上が歳入であります。予算書の192ページ以降には、給与費明細書、継続費に関する調書、債務負担行為に関する調書、地方債に関する調書を添付してございますので、ご高覧の上、よろしくご審議いただきますようお願いを申し上げます。

○議長 北谷文夫君 午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時42分

再開 午後0時59分

○議長 北谷文夫君 休憩中の会議を再開します。

午前中に引き続いて理事者の提案説明を求めます。

市民部長。

○市民部長 井上克也君（登壇） 私から議案第8号、10号、11号、12号の4議案についてご説明申し上げます。

初めに、議案第8号 平成20年度砂川市国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。207ページをお開き願います。第1条は、歳入歳出予算であり、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ25億4,944万7,000円と定めるものであります。

第2条は、一時借入金であり、一時借入金の最高額は3億円と定めるものであります。

第3条は、歳出予算の流用であり、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内のこれらの経費の各項の流用をすることができると定めるものであります。

それでは、歳出からご説明申し上げます。238ページをお開き願います。1 款総務費、1 項1 目一般管理費で対前年比174万4,000円の増は、主に一般管理事務に要する経費のうち高額療養費支給システム改修委託料233万9,000円の計上によるものであり、これは高額介護合算制度及び高額療養費の制度改正に対応するシステム改修のための経費であります。

240ページをお開き願います。2 目運営協議会費で対前年比10万9,000円の減は、主に運営協議会の開催数及び委員報酬日額の減によるものであります。

2項1目賦課徴収費で9万5,000円の増は、主に11節需用費で納付書印刷に係る印刷製本費の増によるものであります。

3項1目特別対策事業費で64万9,000円の減は、主に医療費適正化対策に要する経費で、レセプト点検員報酬及び印刷製本費の減のほか収納率向上対策に要する経費で、その他の経費として印刷製本費の減によるものであります。

244ページをお開き願います。2款保険給付費、1項1目一般被保険者療養給付費で対前年比5億3,100万円の増は、平成19年度まで退職被保険者であった方のうち65歳から74歳までの方が平成20年4月からの制度改正により一般被保険者となり、増となることによるものであります。

2目退職被保険者等療養給付費で対前年比4億8,300万円の減は、今ほどご説明させていただきましたが、制度改正により退職被保険者は64歳以下の方となることから、減となるものであります。なお、一般被保険者及び退職被保険者に係る療養給付費につきましては、平成19年度決算見込額とほぼ同額で計上しており、これは通常の医療費の伸びを5%増といたしましたが、平成20年度からの診療報酬改定で約1%の減及び70歳から74歳までの被保険者負担額が9割から8割に引き下がることにより約4%の減を見込んだことによるものであります。

3目一般被保険者療養費で420万円の増、4目退職被保険者等療養費で280万円の減は、制度改正によるものであります。

5目審査支払手数料で20万円の増は、件数の増によるものであります。

2項1目一般被保険者高額療養費で対前年比4,100万円の増、246ページの2目退職被保険者等高額療養費で4,000万円の減は、これまた制度改正によるものであります。

3目一般被保険者高額介護合算療養費で50万円、4目退職被保険者等高額介護合算療養費で20万円は、医療制度改革により本年4月から新たに実施されるものであります。高額介護合算制度は、医療保険の患者負担と介護保険サービスの利用者負担の両方で自己負担がある場合に、所得に応じた限度額を設定し、年単位での合計額がこの限度額を超える分について高額療養費として支給するものであります。

3項移送費については、特に申し上げることはございません。

4項1目出産育児一時金で350万円の減は、件数の減によるものであります。

5項1目葬祭費で150万円の減は、医療制度改革により本年4月から75歳以上の被保険者が後期高齢者医療制度に移行するため、国保で約2,600人の被保険者が減少することによるものであります。

248ページをお開き願います。3款後期高齢者支援金等、1項1目後期高齢者支援金で2億445万3,000円、2目後期高齢者関係事務費拠出金で3万3,000円は、医療制度改革に伴い、これまでの老人保健医療費拠出金及び老人保健事務費拠出金が廃止され、それにかわるものとして新たに創設されるものであります。1年間医療費は3月から2月診療分であり、本年度は平成20年4月から平成21年2月診療分までの11カ月分が対象となるものであります。

250ページをお開き願います。4款前期高齢者納付金等、1項1目前期高齢者納付金で47万1,000円、2目前期高齢者関係事務費拠出金で3万円は、医療制度改革に伴い65歳から74歳までの被保険者に対する前期高齢者制度が創設されることから、納付金及び事務費に要する経費であり、今ほどご説明申し上げました後期高齢者支援金と同様に11カ月分の経費となっております。

252ページをお開き願います。5款老人保健医療費拠出金、1項1目老人保健医療費拠出金で対前年比3億1,684万6,000円の減、2目老人保健事務費拠出金で対前年比687万8,000円の減は、今ほどご説明申し上げましたとおりの本年4月から後期高齢者支援金等へ変わることにより、老人保健医療費拠出金及び老人保健事務費拠出金は平成20年3月診療分の11カ月分の拠出となることから、対前年比で大幅な減額となるものであります。

254ページをお開き願います。6款介護納付金、1項1目介護納付金は、対前年比600万円の減となりますが、平成19年度決算見込みと同額を見込んだところであります。

256ページをお開き願います。7款共同事業拠出金で対前年比3,200万円の増は、1項1目高額医療費共同事業医療費拠出金で1,000万円の増、3目保険財政共同安定化事業医療費拠出金で2,200万円の増を見込んだことによるものであります。

258ページをお開き願います。8款保健事業費、1項1目特定健康診査等事業費で1,058万8,000円は、本年4月から被保険者に義務づけられる特定健康診査等に要する経費であります。主な経費として、通信運搬費28万2,000円は、対象者への通知を行う郵送料及び北海道国民健康保険団体連合会との情報の送受信のための回線利用料であります。健診委託料891万2,000円は、健診委託機関への委託料であります。40歳から74歳までの国保加入者4,324人のうち35%の受診率で1,513人の健診受診者を見込んだところであります。電算業務委託料44万1,000円は、特定健診等のデータ管理を北海道国保連合会に委託するための経費であります。電算システム機器借上料30万6,000円は、特定健診等のデータ管理システムとしてパソコンウイルスソフト及び周辺機器のリース代であります。保健師派遣事業負担金51万3,000円は、北海道国保連合会が保健事業の積極的な推進を図ることを目的に実施する保健師派遣事業に対し、経費の2分の1を砂川市国保が負担するものであります。その他の経費13万4,000円は、9節旅費及び11節需用費であります。

2項1目疾病予防費で対前年比353万2,000円の減は、主にこれまで健康づくりの普及啓発事業として実施してまいりました健康まつりについて、事業の目的達成と今後特定健診等に重点的に取り組むことから平成20年度以降実施しないことによる減及びこれまでの国保加入者に対する基本健診負担金が特定健診等事業費に移行となり、減となることによるものであります。新規事業の健診委託料16万8,000円は、砂川市国保が独自に35歳から39歳までの国保加入者を対象に実施する健康診査に要する経費であります。

262ページをお開き願います。9款基金積立金及び264ページの10款公債費については、特に申し上げることはございません。

266ページをお開き願います。11款諸支出金、1項1目一般被保険者過年度過誤納還付金で対前年比40万円の増は、還付対象者の増を見込んだことによるものであります。

268ページをお開き願います。12款前年度繰り上げ充用金、1項1目前年度繰り上げ充用金で対前年比4,425万7,000円の減は、平成19年度の収支不足を2,031万6,000円と見込んだことによるものであります。

270ページの13款予備費については、特に申し上げることはございません。

歳入につきましては、213ページ、総括でご説明させていただきます。1款国民健康保険税は4億2,285万6,000円で、対前年比1億7,759万7,000円の減となります。これは、4月から後期高齢者医療制度改革が創設されるため、75歳以上等の国保加入者もすべて移行することとなり、また退職被保険者の対象が74歳以下から64歳以下になることにより、約85%の方が一般被保険者に移行することとなります。このことにより、一般被保険者分で2,594万3,000円、退職被保険者分で1億5,165万4,000円、合計1億7,759万7,000円の減となるものであります。

2款国庫支出金は、5億6,783万7,000円で、対前年比9,748万3,000円の減は、特定健康診査等負担金100万7,000円を新規で計上しておりますが、療養給付費等負担金及び普通調整交付金の算定上、医療制度改革により創設された前期高齢者交付金分を対象医療費から減額することとなり、減となるものであります。

3款療養給付費等交付金は2億2,849万8,000円で、対前年比4億3,050万8,000円の減は、医療制度改革に伴い、退職被保険者が大幅に減少することによるものであります。

4款前期高齢者交付金7億2,600万円は、医療制度改革により創設されたものであり、保険加入者全体のうち65歳から74歳までの前期高齢者の割合が全国の平均約11.4%を超えた場合交付金が交付されることとなっており、砂川市国保の場合前期高齢者の割合が約41%となっており、約30%全国平均を上回っていることから、ルール分として交付されるものであります。

5款道支出金は8,520万7,000円で、対前年比829万3,000円の減は特定健康診査等負担金100万7,000円を新規で計上しておりますが、普通調整交付金の算定上、医療制度改革により創設された前期高齢者交付金を対象医療費から減額することとなり、減となるものであります。

6款財産収入については、特に申し上げることはございません。

7款共同事業交付金は3億2,400万円で、対前年比3,200万円の増は、高額医療費共同事業交付金及び保険財政安定化事業交付金の増を見込んだものであります。

8款繰入金金は1億7,601万5,000円で、対前年比3,995万円の減は、負担ルール分で一般会計繰入金金が減となるもので、主に保険基盤安定分及び財政安定化支援事業分の減によるものであります。

9款繰越金については、特に申し上げることはございません。

10款諸収入は1,903万1,000円で、対前年比8,632万5,000円の減は、特定健康診査負担金を新規で計上しておりますが、平成20年度の財源として見込むことのできない雑入の減によるものであります。なお、平成21年度予算からの繰り上げ充用金での補てん額は、1,578万2,000円を見込んでいるところであります。

以上が歳入であります。予算書の272ページ以降には、給与費明細に係る調書を添付しておりますので、ご高覧の上、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

続いて、議案第10号平成20年度砂川市老人医療事業特別会計予算についてご説明申し上げます。325ページをお開き願います。第1条は、歳入歳出予算であり、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億3,951万6,000円と定めるものであります。

第2条は、一時借入金であり、一時借入金の借り入れ最高額は2,000万円と定めるものであります。初めに、医療制度改革について申し上げます。本年4月から後期高齢者医療制度が創設されることに伴い、老人保健制度が後期高齢者医療制度に移行することとなりますので、老人医療事業特別会計の平成20年度予算は、平成20年3月診療分1力月分のみ分とその他精算請求分及び過誤納調整分等の予算となります。このことから、平成20年度歳入歳出予算の総額は前年度予算額と比較して22億9,506万2,000円の大幅な減となっております。

それでは、歳出からご説明申し上げます。344ページをお開き願います。1款総務費は、1項1目一般管理費65万2,000円で、前年度比361万7,000円の減。

346ページ、2款医療諸費は、1項1目医療給付費から4目高額療養費まで2億3,885万8,000円で、前年度比22億9,140万円の減。

348ページ、3款公債費は、1項1目公債利子5,000円で、前年度比4万5,000円の減。

350ページ、4款諸支出金は、1項1目過年度過誤納還付金1,000円で、前年度と同額であります。

歳入につきましては、329ページ、総括でご説明させていただきます。1款支払基金交付金は1億2,225万6,000円で、前年度比1億7,304万8,000円の減、2款国庫支出金は7,772万2,000円で、前年度比7億4,580万2,000円の減、3款道支出金は1,943万円で、前年度比1億8,638万1,000円の減、4款繰入金金は2,010万3,000円で、前年度比1億8,983万1,000円の減で、いずれも保険者負担額ルール分の減等によるものであります。

5款繰越金1,000円及び6款諸収入4,000円は、前年度予算と同額であります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

続いて、議案第11号平成20年度砂川市介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。予算書の353ページをお開き願います。第1条は、歳入歳出予算であり、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13億2,780万5,000円と定めるものであります。

第2条は、一時借入金であり、一時借入金の借り入れの最高額は1億円と定めるものであります。

第3条は、歳出予算の流用であり、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内のこれらの経費の各項の間の金額を流用することができるものと定めるものであります。

それでは、歳出からご説明申し上げます。380ページをお開き願います。1款総務費、1項1目一般管理費で対前年比79万7,000円の増は、主に第4期介護保険事業計画策定に要する経費の増によるものであります。

2項1目賦課徴収費4,000円の増は、納入通知書印刷に係る需用費の増によるものであります。

382ページ、3項介護認定審査会費35万2,000円の増は、2目認定調査費で主治医意見書手数料及び調査委託料の増によるものであります。

384ページ、2款保険給付費で対前年比1億764万円の増は、1項3目施設介護サービス給付費で3,600万円の増、386ページの2項1目介護予防サービス給付費で1,842万円の増及び390ページの4項1目特定入所者介護サービス費で3,600万円の増が主なものであります。

続いて、394ページをお開き願います。4款基金積立金741万3,000円の減は、保険給付費の増による介護給付費準備基金積立金の減によるものであります。

396ページの5款地域支援事業費274万9,000円の増は、1項1目介護予防特定高齢者施策事業費で保健師賃金及び生活機能評価委託料の増等により480万9,000円の増及び400ページの2項2目任意事業費で在宅老人配食サービス委託料の減等により186万3,000円の減などによるものであります。

404ページ、7款諸支出金10万5,000円の増は、過年度過誤納還付金の増によるものであります。

歳入につきましては、359ページ、総括でご説明申し上げます。1款保険料で対前年比396万4,000円の増は、被保険者数の増によるものであります。

2款分担金及び負担金89万6,000円の減は、地域支援事業の実施に伴う自己負担金の減によるものであります。

3款国庫支出金2,669万2,000円の増は、保険給付費、地域支援事業費の負担ルール分の増及び調整交付金の増によるものであります。

4款支払基金交付金3,441万2,000円の増及び5款道支出金2,163万円の増につきましては、保険給付費、地域支援事業費の負担ルール分の増によるものであります。

6款財産収入6万1,000円の増は、介護給付費準備基金運用利子の増によるものであります。

7款繰入金1,837万1,000円の増は、保険給付費の一般会計負担ルール分の増及び介護給付費準備基金を繰り入れ、収支の均衡を図るものであり、8款繰越金と9款諸収入につきましては、前年度と同額であります。

なお、予算書の406ページ、407ページには給与費明細に係る調書を添付しておりますので、ご高覧の上、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

続いて、議案第12号平成20年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。409ページをお開き願います。第1条は、歳入歳出予算であり、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億4,570万4,000円と定めるものであります。

それでは、歳出からご説明申し上げます。422ページをお開き願います。1款総務費、1項1目一般管理費で71万5,000円は、主に11節需用費の消耗品費、印刷製本費、12節役務費の通信運搬費及び13節委託料の後

期高齢者システム保守点検委託料であります。
2項1目徴収費で88万1,000円は、主に11節需用費で納付書に係る印刷製本費、12節役務費で納付書回線利用に係る通信運搬費、口座振替に係る手数料及び13節委託料で窓口端末保守点検等委託料であります。
424ページをお開き願います。2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項1日後期高齢者医療広域連合納付金で4億4,293万5,000円は、事務費分負担金、保険料分負担金、保険料軽減分に係る保険基盤安定分負担金及び医療費に係る療養給付費負担金であります。
426ページをお開き願います。3款保健事業費、1項1目保健保持増進事業費で107万3,000円は、主に12節役務費で健康診査の案内及び結果に係る通信運搬費、13節委託料で市内医療機関への後期高齢者健康診査委託料であります。

428ページをお開き願います。4款予備費では、10万円を計上するものであります。
歳入につきましては、413ページ、総括でご説明させていただきます。1款後期高齢者医療保険料で2億359万5,000円は、後期高齢者医療制度創設により75歳以上の方すべてが加入することとなり、北海道後期高齢者広域連合が定めた保険料率に基づき、対象者2,948名の被保険者の方々からの保険料収入見込額であります。
2款繰入金で2億4,103万3,000円は、一般会計繰入金であり、広域連合及び砂川市の事務費分、保険料軽減分に係る保険基盤安定分及び平成20年4月から平成21年2月までの医療費に係る砂川市負担分であります。
3款諸収入で107万6,000円は、主に広域連合から受託する健康診査に係る受託事業収入であります。
以上、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長 北谷文夫君 建設部長
○建設部長 西野孝行君（登壇） 議案第9号 平成20年度砂川市下水道事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

281ページをお開き願います。第1条は、歳入歳出予算であり、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13億604万5,000円と定めるものであります。

第2条は、地方債であり、284ページ、第2表、地方債に記載のとおり限度額を5億7,970万円と定めるものであります。

第3条は、一時借入金であり、一時借入金の借り入れ最高額を3億円と定めるものであります。

予算の主な内容につきましては、302ページの歳出から前年度との比較でご説明いたします。1款下水道費、1項下水道整備費、1目一般管理費で1万8,000円の減は、27節公課費で消費税納付額の増がありますが、人事異動と給与改定による人件費の減が主なものであります。また、公共下水道事業の事業再評価を行うに当たり、砂川市都市計画審議会の審議に付すため、8節報償費として事業評価委員報償9万8,000円を見込んでいます。

2目維持管理費で4万9,000円の減は、305ページ、19節負担金補助及び交付金で、中空知広域水道企業団への下水道使用料算定等事務委託負担金の負担率について経過措置が終了することにより、平成20年度から10%負担となることによる増がありますが、流域下水道組合負担金の水量負担が減となること及び13節委託料で管渠清掃及びポンプ場維持管理委託の一部委託業務見直しによる減が主なものであります。

306ページ、4目公共下水道整備事業費8万1,000円の減は、工事請負費が増となりますが、人件費と委託料の減が主なものであります。本年度事業としましては、307ページ、説明欄に記載のとおり、補助事業として汚水管渠工事2本と雨水管渠工事1本で延長349メートルを予定しております。

308ページ、5目流域下水道整備事業費39万7,000円の減は、北海道が施工する流域下水道の事業費が減少したことによる工事負担金の減が主なものであります。

310ページ、2款個別排水処理事業費、1項1目個別排水処理事業費25万9,000円の減は、13節委託料で浄化槽維持管理委託業務の見直しによる減が主なものであります。

312ページ、3款公債費3億186万2,000円の増は、平成19年度から平成21年度までの3カ年で実施する利率5%以上の起債を対象とした繰上償還であり、平成20年度においては民間資金の借りかえにより3億2,572万3,000円の繰上償還を行うための増が主なものであります。

続きまして、歳入につきましては、285ページの総括でご説明いたします。1款分担金及び負担金629万8,000円の減は、下水道整備区域の減少に伴う現年付加分の下水道受益者負担金の減が主なものであります。

2款使用料及び手数料509万円の減は、滞納繰り越し分収納率の見直しによるものが主なものであります。

3款国庫支出金については、公共下水道整備の補助対象事業費が前年と同額であり、増減はありません。

4款繰入金1,449万円の減は、公債費の償還利子の減が主なものであります。

6款諸収入196万5,000円の減は、水洗便所改造資金貸付件数の減少及び償還終了による貸付金元利収入の減と給与改定等に伴う中空知広域水道企業団から砂川市への事務負担金の減が主なものであります。

7款市債3億2,890万円の増は、事業費の減少により流域下水道整備事業債が減となりますが、繰上償還に伴う借換債3億2,530万円を借り入れることによる増が主なものであります。

なお、316ページ以降は関連調書を添付しておりますので、ご高覧をいただき、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長 北谷文夫君 市立病院事務局長
○市立病院事務局長 奥山 昭君（登壇） 議案第13号 平成20年度砂川市病院事業会計予算につきましてご説明申し上げます。

初めに、1ページをごらんください。第2条は、本年度の業務の予定量を病床数521床、年間患者数は入院を14万8,555人、外来で25万9,700人とし、1日平均患者数では入院を407人、外来は1,060人を予定したところであります。主要な建設改良事業は、1、改築事業及び2、医療機械器具整備事業を実施するものであります。改築事業につきましては、平成18年度からの継続事業であった実施設計業務を完了し、平成20年度当初予算では工事に係る継続費を計上させていただいたところであります。改築規模でございますが、新本館は鉄骨鉄筋コンクリートづくり地上7階建て、免震構造とし、南館は鉄骨造地上6階建て、耐震構造としてまいります。また、駐車場につきましては、現院舎を解体した跡地に立体駐車場を建設し、渡り廊下で新本館、南館と接続していくものであります。なお、病院改築工事概要につきましては、49ページから附属説明資料ナンバー1を添付しておりますので、ご高覧いただきたいと存じます。

第3条は、収益的収入及び支出であります。病院事業収益及び費用をそれぞれ108億1,732万円と定めるものであります。

2ページをお開きください。第4条は、資本的収入及び支出であります。資本的収入は17億2,659万9,000円、資本的支出は23億1,557万9,000円と定めるものであります。

第5条は、継続費であります。改築事業に係る工事請負費、工事監理費の継続費総額及び年割り額であります。改築事業は、約4年に及ぶ期間を必要とすることから、工事請負、工事監理に係る予算を一括してご承認いただこうとするものであります。

第6条は、企業債であります。改築事業として12億4,600万円、医療機械器具整備事業として1億6,200万円、総額を14億800万円と定めるものであります。起債の方法、利率、償還の方法は、それぞれ記載のとおりであります。

第7条は、一時借入金の限度額を3億円と定めるものであります。

第8条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を職員給与費で53億8,012万7,000円、公債費で250万円と定めるものであります。

第9条は、棚卸資産の購入限度額を25億9,885万5,000円と定めるものであります。

第10条は、重要な資産の取得及び処分であります。医療画像情報システム、地域医療連携システムを取得しようとするものであります。

4ページをお開きください。次に、主な内容のご説明を申し上げます。収益的収入であります。1項医業収益は101億3,833万7,000円で、前年度より2億3,741万3,000円の増であります。この主な内容としましては、1目入院収益で前年度より9,149万3,000円増の66億846万9,000円で、1人当たりの医療費では前年度より2,687円増の4万4,485円を予定したところであります。

2目外来収益は、前年度より1億4,112万2,000円増の33億9,817万4,000円で、1人当たりの医療費では前年度より1,289円増の1万3,085円を予定したところであります。

3目その他医業収益は1億3,169万4,000円で、前年度より479万8,000円の増を予定したものであります。

次に、2項医業外収益であります。5億6,015万7,000円で、前年度より2,345万7,000円の増であります。1目受取利息配当金の718万1,000円増は、譲渡性預金による預金利息であります。

2目補助金は、1節補助金の説明欄に明示しましたが、主にがん診療連携拠点病院機能強化事業として700万円増加したことにより、3,728万3,000円としたものであります。

3目負担金交付金は、国からの交付税算入に基づいた市からの繰入金であり、2,359万5,000円の増と予定したものです。

6ページをお開きください。4目その他医業収益1,135万1,000円の減額は、看護婦宿舎の、看護師宿舎の入居者及び治験数減による収益減によるものであります。

3項看護専門学校収益は、1億1,852万6,000円を予定したところであります。

4項特別利益は、30万円を予定したところであります。

次に、8ページをお開きください。収益的支出についてご説明いたします。1項医業費用は106億4,753万4,000円で、前年度より2億5,901万9,000円の増であります。この主な内容としましては、1目給与費が52億4,423万7,000円で、医師、看護師の増員に伴い、前年度より1億5,184万1,000円の増となり、2目材料費が36億9,288万8,000円で、前年度より8,733万7,000円の増となりましたが、これは抗がん剤等の高額薬品及び検査に使用する造影剤の使用量並びに手術件数の増加による診療材料の増によるものであります。

10ページをお開きください。3目経費は12億1,005万9,000円で、前年度より1万、失礼、1,848万円の増であります。これは、7節光熱水費では電気の基本料増によるもので、8節燃料費では重油単価の増などによるものであります。

次に、12ページにまいりまして、4目減価償却費は4億4,811万8,000円であります。

14ページをお開きいただきたいと存じます。6目研究研修費は5,223万1,000円で、前年度より931万5,000円の増で、これは道外で開催される認定看護師資格取得の研修会に参加することによる増であります。

2項医業外費用は5,508万円で、前年度より3,188万2,000円の減であります。主なものは企業債利息の減であります。

3項看護専門学校費用は1億920万7,000円で、前年度より547万5,000円の減で、これは1目給与費で教員の人事異動に伴う減額及び16ページにまいりまして2目経費では、19年度と比較して暖房設備工事の終了に伴い減額となったものであります。

18ページをお開きください。4項特別損失は549万9,000円で、前年度より4万2,000円の増で、これは2目不納欠損で増となったものであります。

20ページをお開きください。次に、資本的収入であります。17億2,659万9,000円で、前年度より13億6,706万7,000円の増であります。

これは、1項企業債で改築事業に係る借入れ予定額が12億4,600万円、医療機器購入に係る額が1億6,200万円により12億3,180万円の増であります。

2項投資償還金は1目長期貸付金償還金の増によるもので、3項補助金につきましては1目国庫補助金の増によるもので、暮らし・にぎわい再生事業補助金が1億2,860万6,000円、住宅建築物耐震改修等補助金3,649万1,000円あります。

4項出資金は、国からの交付税算入に基づいた市からの繰入金で、繰り入れ基準である企業債元金償還金の増により344万9,000円の増額となります。

22ページをお開きいただきたいと存じます。資本的支出は23億1,557万9,000円で、前年度より13億2,179万4,000円の増であります。

1項建設改良費、1目改築事業費の1節建設費15億2,047万1,000円は、2ページの第5条、継続費で

ご説明申し上げた工事請負費及び工事監理費の平成20年度分であります。2節事務費6,267万3,000円につきましては、改築に係る職員給与及び経費であります。

2目資産購入費は医療画像情報システム、地域医療連携システムを含む48件の医療機器の整備を図るものであり、また3目住宅改築費は医師住宅3戸の改築に係るものであります。

4目建設利息は、改築事業に係る企業債借入れ利息であります。

2項企業債償還金、1目元金償還金は、平成19年度の公的資金補償金免除借換債実施により償還方法が元利均等から元金均等に変更したため、1,910万3,000円増額しましたが、利息償還額としまして3,234万5,000円の減額になります。

3項投資、1目長期貸付金は、看護学生の学資貸付金が前年度より1名増になり、27万6,000円の増額になります。

24ページ以降は、財務諸表など予算に関連する資料でありますので、ご高覧をいただきまして、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 北谷文夫君 以上で各議案の提案説明を終わります。

◎休会の件について

○議長 北谷文夫君 ここでお諮りいたします。

3月14日は、議案調整等のため本会議を休会したいと思います。このことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、3月14日は休会することに決定をいたしました。

◎散会宣告

○議長 北谷文夫君 以上で本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれで散会いたします。

散会 午後 1時49分